平成 24 年 5 月 24 日

企業結合（ステップ２）
全部のれんの検討
-国際的な会計基準における全部のれん導入の経緯について-

１．はじめに

（１）第 242 回委員会（平成 24 年 4 月 19 日）で聞かれた主な意見

- 国際的な会計基準の改正背景には公正価値評価の推進と経済的単一体説の考え方を取り入れながら、コスト負担との兼ね合いで判断されたものと理解しており、全部のれん方式の選択適用は、会計理論面とコスト負担面からの議論が必要である。
- 経済的単一体説の観点からは全部のれん方式を支持できるが、その場合に、自己創設のれんの計上になるという批判と、そうではないという見方もあるので、より深い検討が必要である。
- 全部のれん方式は、ステップ 1 の改正内容及び少数株主持分を資本として扱う方向性と整合しており、購入のれん方式との差異は注記により把握される点などを考慮すると、これまでの方向性である選択適用を支持する。
- 全部のれん方式の場合、少数株主は取引を行っていないのに当該のれんが計上されるため、自己創設のれんの計上になり得ると考えられ、慎重に検討すべきである。
- 購入のれん方式では「正ののれん」となり、全部のれん方式では「負ののれん」となるケースがあるなど投資意思決定情報としての有用性の観点から疑問があり、どちらの方式が企業の経済的実態を反映するかについて理屈を含めて整理する必要がある。
- のれんの償却を前提とすれば、少数株主持分相当ののれん償却が各段階利益に反映され、国際的な会計基準と比較すると段階利益の差が大きくなると考えられ、当面の間、購入のれん方式のみを維持することが適切である。

(2)国際的な会計基準における全部のれん導入の経緯について

- 第 242 回委員会で聞かれた意見を踏まえ、本資料では、国際的な会計基準において、全部のれんの考え方が導入された歴史的経緯を振り返ることにより、全部のれんの考え方の理論的背景を分析し、現行の国際的な会計基準における取扱いがそれらの理論的な概念による論理的な帰結であるかどうかを検討している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

２．検討の経過

- 全部のれんの考え方については、学術研究においては、1940 年代にムーニッツ(M.Moonitz)によって、連結主体論における実体理論の立場から提唱されている。その後、1970 年代にバクスター(Baxter)及びスピニー(Spinney)が連結主体論の整理を行っている（**別紙１**参照）。
- 一方、米国においては、FASB が 1980 年代から連結会計に関する諸問題を総合的に見直すための作業に取り組んでいた。その成果の一部として 1991 年に討議資料(Discussion Memorandum)「連結方針と連結手続」（以下「討議資料」）が公表された。討議資料では、全部のれんの考え方を導入すべきかどうかも論点として取り上げられており、米国会計基準において当該論点の議論の実質的な出発点と考えられるため、以下「討議資料」を出発点として歴史的経緯を振り返ることとする。

年月	FASB の動き	IASB の動き
1991 年 9 月	討議資料「連結方針と連結手続」を公表	
1994 年 8 月	予備的見解「連結方針」を公表	
1995 年 10 月	公開草案「連結財務諸表：方針と手続」を公表	
1996 年 8 月	企業結合プロジェクトをアジェンダ追加	
1999 年	企業結合プロジェクトを複数フェーズに分割することを決定	
1999 年 2 月	改訂公開草案「連結財務諸表：目的と方針」を公表	
2001 年 6 月	SFAS 第 141 号「企業結合」及び同第 142 号「のれんおよびその他の無形資産」を公表（企業結合プロジェクトのフェーズ１完了）	
2001 年		IAS 第 22 号「企業結合」を再検討するプロジェクトに着手
2002 年 12 月		公開草案第 3 号「企業結合」及び IAS 第 36 号、第 38 号の改訂案を公表
2004 年 3 月		IFRS 第 3 号「企業結合」を、IAS 第 36 号、第 38 号の改訂版とと

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

		もに公表
2005 年 6 月	SFAS 第 141 号の改訂の公開草案及び ARB 第 51 号「連結財務諸表」の修正案を公表	IFRS 第 3 号の改訂の公開草案及び IAS 第 27 号「連結財務諸表及び個別財務諸表」の修正案を公表
2007 年 12 月	SFAS 第 141 号(R)「企業結合」及び SFAS 第 160 号「連結財務諸表における非支配持分」を公表	
2008 年 1 月		IFRS 第 3 号(R)「企業結合」及び IAS 第 27 号(R)を公表

３．「討議資料」前の米国の会計実務

- 「討議資料」公表時において米国では、主として、AICPA が作成した会計研究公報(ARB)第 51 号「連結財務諸表」（以下 ARB51）、会計原則審議会(APB)意見書第 16 号「企業結合」（以下 APB16）及び APB 意見書第 17 号「無形資産」（以下 APB17）によりいわゆる購入のれん的な考え方に基づいて連結会計の実務は行われていた。
- ARB51 において、「のれん」という用語は使用されていないが、親会社の投資と子会社の資本の消去手続は以下のように規定されていた。
  - ✓ 買収した子会社に対する親会社の投資額が、取得日における子会社の帳簿価額に基づいて算定された純資産に占める親会社の持分を超えるときは、その超過額は、その性質にしたがって、連結財務諸表に示さなければならない。
  - ✓ その差額が、有形資産又は特許権のような特定の無形資産に帰属し得ると考えられる限り、これらをその資産に配賦しなければならない。
  - ✓ そのように配賦できない場合の差額はその内容を示す適当な科目を用いて、連結貸借対照表の資産の部に示さなければならない。
- APB16 において、企業結合の取得原価は、公正価値に基づいて識別可能資産・負債に配分され、配分されなかった取得原価はのれんとして計上することとされていた。また、APB17 においてのれんは 40 年を超えない年数で定額法により償却することとされていた。

４．「討議資料」で検討されている連結基礎概念

- 1991 年 9 月に公表された討議資料「連結方針と連結手続」（以下「討議資料」）では、連結の背後にある連結基礎概念を検討し、それに基づく会計処理との関係を明らかにした上で、いかなる連結方針と連結手続を選択すべきか論じていた。
- 討議資料では、連結基礎概念としては経済的単一体概念、親会社概念及び比例連結概念の三つがあるが、どの連結基礎概念に立脚するかにより、連結財務諸表について理

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

論上導き出される会計処理に差異が生じてくるとしている[1]。

✓ 経済的単一体概念

単一の経営（single management）によって企業集団全体が支配されている点を強調する考え方。

連結財務諸表は単一のユニットとして事業活動を営んでいる法的企業の集団（親会社及びその子会社）についての情報を提供するもの。企業集団を構成する様々な企業の資産、負債、収益、費用、利得及び損失が連結企業（consolidated entity）の資産、負債、収益、費用、利得及び損失となる。全ての子会社が完全所有である場合を除いて、連結企業の純資産は支配持分と非支配持分に区分される。支配持分と非支配持分はどちらも連結企業の所有者集団を構成する。

✓ 親会社概念

親会社株主の持分を強調する考え方。

連結財務諸表は親会社自体に対する親会社株主の持分に子会社の純資産に対する親会社株主の未分配持分を加えたものを表わす。連結貸借対照表は、本質的には、子会社に対する親会社の投資をすべての子会社の資産及び負債に置き換えて、親会社の貸借対照表を修正したものである。しかし、経済的単一体概念の場合とは異なり（少数株主持分は連結企業に対する所有者持分とは別のものと考えられるので）、親会社の株主持分は、連結企業の株主持分と等しくなる。同様に、連結損益計算書は、本質的には子会社に対する投資から得られる親会社の利益を、子会社の収益、費用、利得及び損失に置き換えて親会社の損益計算書を修正したものである。

✓ 比例連結概念

親会社株主の持分を強調する考え方（親会社概念と同様）。

子会社の資産、負債、収益、費用、利得及び損失のうち親会社の持分に見合う部分のみを連結財務諸表に含める考え方。

報告企業はなお親会社である（親会社概念の場合と同様）が、連結財務諸表が報告するのは純資産の金額のうち親会社の所有者がそこからリターンを得る部分のみである点で親会社概念と異なることとなる。比例連結概念の下では、非支配持分(少数株主持分)は表示されない。資産、負債、収益、費用、利得および損失のうち少数株主が受益持分を有しており、親会社が受益持分を有しない部分は、親会社の財務諸表から除外される。

討議資料が示している経済的単一体概念及び親会社概念による会計処理を要約すると**別紙２**のようになる。

[1] なお、討議資料は、上記三つの概念に明確な優先順位をつけていない。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

５．「討議資料」における、子会社の識別可能資産・負債及びのれんの測定方法[2]

- 経済的単一体概念
  - ✓ 子会社の識別可能資産・負債は取得日の公正価値で連結される。これには、親会社の持分相当額も非支配持分相当額も含まれる。
  - ✓ 取得日におけるのれんの認識については、以下の２つの解釈がある[3]。
    - ✧ 子会社全体の公正価値による評価額と、のれんを除く子会社の識別可能資産・負債の公正価値との差額（いわゆる全部のれん的な考え方）。多くの場合、子会社の評価額は親会社による支配持分の取得額から推定される。
    - ✧ 親会社による子会社への投資原価と子会社の識別可能な純資産の公正価値に対する親会社の比例持分との差額（いわゆる購入のれん的な考え方）。
  - ✓ 一般的には、前者の解釈の方が「より純粋な」経済的単一体説の解釈であると考えられているとされている。
  - ✓ 後者の解釈が支持される根拠は、親会社による支配持分の取得額には支配プレミアムが含まれているので、それを使って、のれんの公正価値を信頼性をもって推定することはできないというものである。
- 親会社概念
  - ✓ のれんを除く子会社の識別可能資産・負債は、取得日における子会社の識別可能資産・負債の公正価値に対する親会社の比例的持分に子会社の識別可能資産・負債の帳簿価額に対する非支配持分（少数株主持分）に対する比例的持分を加えた金額で連結される。
  - ✓ のれんは、親会社の子会社への投資原価と子会社の識別可能資産・負債の公正価値に対する親会社の比例的持分との差額で認識される。

６．「討議資料」以降の経過

- FASB は、1995 年 10 月に公開草案「連結財務諸表：方針と手続」（以下 1995 年公開草案）を公表した[4]。1995 年公開草案では、のれんの処理について、経済的単一体概念（購入のれん方式）に統一しており、全部のれん方式は採用していない。
- 1995 年公開草案は、会社が子会社の識別可能資産及び負債の公正価値を超えて支払った額の中には、支配プレミアムが含まれており、そのような支配プレミアムを含んだ価額を用いて（全部）のれんの公正価値を推定するのは信頼性に欠けるという、主として実務的な(practical)理由により、全部のれん方式を棄却したとしている。
- 1995 年公開草案は、関係者の支持を余り得られなかったこともあり、この時点での最

[2] ここでは、討議資料で検討されている連結基礎概念に基づいて説明する。購入のれん及び全部のれんの理論的根拠には諸説あり、そのうちいくつかを**別紙３**にて紹介している。
[3] なお、討議資料は、全部のれんと購入のれんに明確な優先順位をつけていない。
[4] FASB はこれに先立ち、1994 年に予備的見解「連結方針」を公表し、また、1995 年公開草案公表後の 1999 年には改訂公開草案「連結財務諸表：目的と方針」を公表しているが、そこでは全部のれんの処理については議論されていない。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

終基準化は見送られた。その後全部のれんの論点については、1996 年にアジェンダ追加された企業結合プロジェクトにおいて検討されることとなった。

- FASB は SFAS 第 141 号「企業結合」及び同第 142 号「のれんおよびその他の無形資産」を公表し、第１フェーズを 2001 年 6 月に終えた。第１フェーズにおける FASB の主要な結論は、ほぼすべての企業結合は取得であるというものであった。したがって、企業結合に対して取得法の使用を要求することとした（持分プーリング法の廃止）。第１フェーズにおいて、全部のれんの論点は対象とされていない。

- 2005 年 6 月に FASB は SFAS 第 141 号の改訂の公開草案（以下 2005 年公開草案）及び ARB 第 51 号「連結財務諸表」の修正案を公表した。2005 年公開草案においては、全部のれん方式が提案されている。2005 年公開草案 B154 項においては、取得した資産及び負債を全面的に公正価値評価するという基本原則との整合性により全部のれんの採用について説明している[5]。
- 2005 年公開草案公表後の FASB における再審議の過程においては、測定の信頼性に関する懸念から一部のボードメンバーが全部のれんの採用に反対したものの、他のボードメンバーは概念的優位性や認識の原則との整合性から全部のれんの採用に賛成した。最終的に 2007 年に公表された SFAS 第 141 号(R)「企業結合」でも、のれんの測定に関していわゆる全部のれんのみの適用が要求されることとなった（**別紙４**参照）。

７．現行の会計基準のスタンス

- 現行の財務会計概念書(SFAC)において、また、SFAC 改正案「報告企業」[6]においても、FASB が親会社概念と経済的単一体概念のどちらを採用しているかは、明示されていない[7]。
- **「６．討議資料以降の経過」**に記載のように、取得した資産及び負債を（非支配持分に相当する部分も含めて）全面的に公正価値評価するという基本原則との整合性が強調されている。すなわち、のれんが資産の定義を満たすのであれば、他の識別可能資産及び負債と同様の方法で測定すべきであるという点で全部のれん方式は概念的な優位性がみられるという考え方である。
- 上記を踏まえると、少なくとも現行の米国会計基準及び IFRS においては、全部のれんの考え方は経済的単一体概念による帰結とは断定できないのではないか、と考えられる。

[5] ただし、どのような連結基礎概念を根拠として（それまでの実務であった）購入のれん方式を排除し、全部のれん方式のみを採用したかについては、2005 年公開草案において明確には記載されていない。
[6] 2010 年に IASB と共同で公表された SFAC の改正についての公開草案。他のプロジェクトを優先するという理由により、現在審議は行われていない。
[7] IASB も同様。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ディスカッション・ポイント

✓ **全部のれんの考え方の歴史的経緯を踏まえた場合、全部のれん方式の採用可否と、少数株主持分を資本と扱うかどうかとの関係をどう考えるか。**

以上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙１　ムーニッツ及びバクスター=スピニーによる連結基礎概念

１．連結主体論に関するムーニッツの見解[8]

- 1940年代にはムーニッツ(M.Moonitz)らによって、連結主体論の研究がなされた。
  連結主体論には所有主理論(proprietary theory)と実体理論(entity theory)がある。
  - ✓ 所有主理論：連結財務諸表を親会社の株主持分を反映して作成すべきであるという考え方。
  - ✓ 実体理論：連結財務諸表は企業集団全体におけるすべての株主の持分を反映して作成すべきであるという考え方。
- それ以前の米国における連結会計の文献では、所有主理論に基づく考え方が支配的であったが、ムーニッツは、実体理論に基づく連結会計理論を展開した。
- ムーニッツは、連結財務諸表に対する理論を展開するにあたり、６つの基本的前提を指摘している。
  - ✓ ①持株会社グループは本質的に経済的単一体であること（②～⑥省略）。

２．連結財務諸表に関するムーニッツの見解[9]

（１）連結の範囲

- 連結の範囲に関する規準として、①株主所有割合、②支配的影響力、③類似的企業活動、④国際的集中、⑤首尾の一貫性を挙げている
- 連結の範囲は、このうちどれか一つの規準をとるのではなく、一体化して企業活動の範囲が存在するかどうか、もし存在するなら、その構成単位をすべて包含し、その企業の一部となっていないものをすべて除外するように判断すべきであるとしている。

（２）関係会社間取引の消去

- 関係会社間の取引はすべて消去されなければならないとされている。

（３）投資消去差額の処理

- 投資消去差額が生じるのは、次のいずれかの状況による結果であるとしている。

①子会社株式に対する投資に伴って損益が発生する場合。

②子会社の特定資産もしくは特定負債の会計処理に誤りがあるか、または子会社の特定資産の価値の変動が記録されていない場合。

③継続企業としての子会社の簿価とその時価との間に差額があり、それを特定項目に割り当てることができない場合。

- 子会社の帳簿数値を個別的に訂正することによって、どの程度まで当該差額の原因をつきとめることができるかを決める手段として、子会社を監査するとともにその評価

[8] 米国財務会計基準（連結会計）研究委員会『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』企業財務制度研究会、1995年、pp.97-98。

[9] 米国財務会計基準（連結会計）研究委員会、前掲書、pp.98-100。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

見積をすることが望ましいとしている。

- しかし、監査と評価見積によるだけでは簿価と時価との間の金額の不一致を完全に説明することができない場合がある。この場合には、購入に際して損益が発生する可能性がないものとすれば、説明できずに残った金額は、無形の要素(のれん)をあらわすものとみなさなければならないとしている。
- なお、のれんの金額を測定するにあたっては、少数株主持分に対するのれんも含められる[10]。

（4）少数株主持分の処理

- 少数株主持分は、連結資産、負債、資本それぞれの大きさの決定に対して何らの影響を及ぼすべきものではないとする立場をとっており、少数株主持分は支配持分と全く同様に処理して差し支えないとしている[11]。

3．バクスター=スピニーによる連結主体論の整理[12]

- 1970 年代に、バクスターとスピニーは、以下の 4 つの連結基礎概念を挙げ、それぞれに対応する連結ルールを整理している。
  - ✓ 所有主概念：資本会計における所有主理論（企業の資産と負債は所有主に帰属）を連結会計に適用。子会社の資産・負債のうち、間接的に親会社株主に属していると考えられる部分のみが連結の対象とされる。
  - ✓ 親会社概念 ：親会社は子会社の正味資産に対して包括的な請求権を有しているのに過ぎないのに、子会社の個別資産・負債の一部を切り抜いて、それが親会社の株主持分に対応しているかのように考える所有主概念への批判から生じた考え方。
  - ✓ 拡張親会社概念：親会社概念に、実体概念の特徴の一部を取り入れようという考え方。
  - ✓ 実体概念：資本会計における実体理論（資産・負債は企業に帰属しており、会計の記録や測定は経営組織としての企業の観点から行われる）を連結会計に適用。

---

[10] ただし、ムーニッツは少数株主の存在の有無により資産が異なる金額で認識されるべきではないということを根拠として、全部のれんを認識すべきと言っているに過ぎず、実体理論に基づいて全部のれんを認識すべきと主張しているのかは必ずしも明確ではないという指摘もある（川本淳『連結会計基準論』森山書店、2002 年、p.4 等）。

[11] ただし、ムーニッツは少数株主持分が負債の定義を満たさないことを理由として資本に区分されると言っているに過ぎず、実体理論に基づいて少数株主持分を資本に区分すべきと主張しているのかは必ずしも明確ではないという指摘もある（川本、前掲書、p.11）。

[12] 川本、前掲書、pp.6-7。なお、このような形で諸論点を結合するには、接着剤となる論理が不足しているという指摘もある（川本、前掲書 p.17）

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- ４つの連結基礎概念に対応する連結ルールは以下のようになる。

	所有主概念	（拡張）親会社概念	実体概念
被投資企業の資産・負債	投資企業の持分比率を連結	全部を連結※	全部を連結
のれん	投資企業の持分比率相当額を計上	投資企業の持分比率相当額を計上	投資企業の持分比率相当額のみならず、少数株主の持分比率相当額も計上
少数株主損益	表示しない	損益計算書上の控除項目として表示	留保利益計算書上の控除項目
少数株主持分	表示しない	負債として表示	資本として表示

※親会社概念では、いわゆる部分時価評価法的な処理が採用され、拡張親会社概念ではいわゆる全面時価評価法的な処理が採用される。それ以外の点は両者に差異はない。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙２　連結基礎概念による会計処理の比較[13]

	経済的単一体概念	親会社概念
報告企業	二つ又はそれ以上の法的事業体からなる営利企業	親会社、及び子会社の純資産に対する親会社株主の持分
連結条件（連結の範囲）	親会社が他の企業を支配する能力を有すること	親会社が他の法的企業の議決権の過半数及び持分請求権の過半数を有していること
連結財務諸表についての記述	親会社及びその子会社からなる営利企業の資産、負債、持分、収益、費用を集計したもの	子会社に対する投資及び投資損益を、子会社の資産、負債、収益及び費用並びに少数株主持分に置き換えた親会社の修正財務諸表
少数株主（非支配）持分の記述	連結企業の所有権の一部	負債でも資本でもなく、両者の何らかの特徴を有している
少数株主（非支配）持分の連結 B/S 表示	所有者持分の一部	負債と株主持分の間に分類
少数株主（非支配）持分の連結 P/L 表示	純損益の内訳項目	純損益を算定する際に控除
会社間取引の消去	すべての会社間の資産、負債、収益及び費用を消去	販売側又は購入側の関係会社に対する親会社の持分比率に相当する金額に基づいて、会社間の資産、負債、収益及び費用を消去
会社間取引による損益の消去	すべての会社間損益は未実現とみなされ、販売側の関係会社に対する親会社及び少数株主の持分比率に応じて、親会社持分及び少数株主持分から消去	親会社の持分比率に相当する部分は未実現とみなされ消去
親子会社間の関係の要件が満たされる日における子会社の識別可能資産及び負債に関する連結財務諸	子会社の資産及び負債は、少数株主を含め、かつ段階取得によって親会社が先に取得した比例的持分を含めて、親子会社関係の要件が満たされる日におけるそれら	親会社による子会社株式のそれぞれ別個の取得において、子会社の資産及び負債はそれらの公正価値に対する親会社の比例的持分で含められ、少数株主持分

[13] 討議資料は比例連結概念及び現行実務も記載されているが、本資料では省略。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

表上の会計処理（負ののれんが生じる場合を除く）	の公正価値で含められる（その結果、保有損益を認識することとなる場合がある）	は子会社の帳簿価額で含められる
親子会社間の関係の要件が満たされる日における正ののれんに対する会計処理	二つの解釈あり (a)（通常、親子会社関係が生じる取引において親会社が支払った取得対価から推定される）子会社の全体としての見積公正価値と、子会社の基礎をなす識別可能資産及び負債の純公正価値との差額に等しい金額で認識される (b)支配持分を獲得するための親会社の原価と、支配が達成される時に獲得される子会社の識別可能資産及び負債の純公正価値に対する親会社の比例的持分との差額に等しい金額で認識される	親会社の投資額と子会社の識別可能資産及び負債の純公正価値に対する親会社の比例的持分との差額に等しい金額で認識される。子会社株式のそれぞれの取得は、別個の取得取引として処理される。
親子会社間の関係の要件が満たされる日における負ののれんに対する会計処理	多数説）個々の資産及び負債とは別個の単一の金額として認識され、連結 B/S の資産の部の別個の項目として報告される。 少数説）格安な価格で購入したという証拠が明らかな場合には利益として認識すべきであるとする。	多数説）非流動資産からの控除項目として認識され、その割り当ては非流動資産の価値がゼロになるまで非流動資産を控除する。残余は繰延貸方項目として分類される。
子会社に対する親会社の比例的持分のその後の増減に対する会計処理	所有者による投資又は所有者への分配-報告企業によるそれ自体の株式の発行又は再取得として処理される（売買損益は認識されない）	親会社による、子会社に対する親会社持分の一部の追加取得又は売却として処理され、売却損益が認識される

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙３　購入のれん及び全部のれんの理論的根拠に関する諸説

１．利益測定フレームワークによる説明[14]

- 経済的単一体説を前提にしても、利益測定フレームワークの違いにより全部のれんと購入のれんが演繹されるという見解。
  - ✓ 所有者から企業へのキャッシュ・フローを利益測定の原点とするフレームワーク
    ⇒購入のれん
  - ✓ 顧客から企業へのキャッシュ・フローを利益測定の原点とするフレームワーク
    ⇒全部のれん

２．現物出資の会計処理により説明[15]

- 経済的単一体説を、親会社が子会社の支配持分を取得すると同時に子会社の少数株主がその株式を現物出資すると考えるという見解。
- 子会社の少数株主による現物出資に伴って増加する資本の測定方法
  - ✓ 子会社の株式価値に基づいて測定
    ⇒少数株主持分に対応するのれんも識別
  - ✓ 子会社の識別可能純資産の公正価値に基づいて測定
    ⇒少数株主持分に対応するのれんは識別されない

[14] 大雄智「二つの経済的単一体説」『會計』2010 年 4 月号
[15] 川本淳、前掲書、p34

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写･転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

別紙４　国際的な会計基準における非支配株主持分の測定の考え方

国際的な会計基準では、非支配株主持分の当初測定につき、従前の方法である被取得企業の識別可能純資産の時価の比例持分額に加えて（又は代えて）、公正価値で測定する方法を採用した理由として、次の点を挙げている（IFRS 第 3 号「企業結合」BC207-208、SFAS 第 141 号(R)「企業結合」B207-208）。

- 被取得企業における非支配株主持分も企業結合における 1 つの構成要素であり、概念上、企業結合の他の構成要素と同様に、取得日の公正価値で測定すべきである。
- 非支配株主持分は取得企業の連結資本を構成し、非支配株主持分を取得日の公正価値で測定することは、資本の他の要素の測定方法と整合する。例えば、企業結合において、被取得企業の株主に対し発行される取得企業の株式は発行日の公正価値で測定される。
- 非支配株主持分の測定属性を「公正価値」と特定することで、非支配株主持分に関する情報の有用性が改善される。
- 取得日の公正価値で測定する非支配株主持分に関する情報は、取得日時点のみでなく、将来においても、親会社株式の価値を見積る際に有用である。

また、米国会計基準では全部のれん方式のみとしているが、IFRS では、企業結合ごとに購入のれん方式か全部のれん方式を選択できることとしている。その経緯は次のとおり（IFRS3.BC212-216）。

- IASB は、企業結合のすべての構成要素を公正価値で測定する原則を支持しているが、その原則の支持は全会一致のものではなかった。
- 例外を設けることを支持する IASB メンバーは，一般に非支配持分の公正価値を信頼性をもって測定できるが、被取得企業の識別可能な純資産の比例持分で測定するよりもコストがかかるとした。また、多くのコメント提出者が，報告される非支配持分がどのように測定されていようと，ほとんどみることはないと示唆していた。
- IASB は、過大なコスト又は労力が発生しない場合に限り、非支配持分をその公正価値で測定することを要求することを検討したが、関係者からのフィードバック及びスタッフによるリサーチでは、「過大なコスト又は労力」という用語が首尾一貫して適用される可能性は低いことを示していた。
- IASB は、不本意ながら，改訂 IFRS 第 3 号を発行するために十分な同意を獲得するには，取得企業に対して，非支配持分を公正価値又は被取得企業の識別可能な純資産の比例持分のいずれかで測定することを取引ごとに認めるしかないという結論を下した。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。